

定期予防接種のお知らせ

感染症を予防するために効果的な方法として予防接種があります。

予防接種は町内の指定医療機関で行っておりますので、接種希望日3日前までに指定医療機関に予約をしてください。

【子どもの定期予防接種】

- 料金は無料です。ただし、接種対象月齢(年齢)を過ぎた場合は有料になります。
- 通年で実施します。
- 接種時は予診票、母子健康手帳を持参し、保護者(父または母)同伴で受けてください。

種類	接種対象月齢(年齢)	予診票の配布方法 お知らせ 等
ロタウイルス感染症	【ロタリックス】出生 6 週 0 日後～24 週 0 日後 【ロタテック】出生 6 週 0 日後～32 週 0 日後	出生月翌月末に郵送します。
ヒブ(Hib)	生後 2 か月～60 か月(5 歳)未満	
小児肺炎球菌	生後 2 か月～60 か月(5 歳)未満	
B型肝炎	生後 2 か月～12 か月(1 歳)未満	
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	生後 2 か月～90 か月(7 歳半)未満	
BCG	生後 12 か月(1 歳)未満 (標準的には生後 5～8 か月)	乳児健診で配布します。
麻しん風しん(MR) 第 1 期	生後 12 か月～24 か月(2 歳)未満	10 か月児健診で配布します。
麻しん風しん(MR) 第 2 期	次年度小学校に入学する年齢	対象者に郵送します。
水痘	生後 12 か月～36 か月(3 歳)未満	10 か月児健診で配布します。
日本脳炎 第 1 期	3 歳～90 か月(7 歳半)未満	3 歳児健診の案内に同封します。
日本脳炎 第 2 期	9 歳～13 歳未満	満 9 歳到達時に郵送します。
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11 歳～13 歳未満 (小学 6 年生)	対象者に郵送します。
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	中学 1 年～高校 1 年生の年齢に該当する女子	中学 1 年生の女子に郵送します。

【日本脳炎予防接種について】

日本脳炎予防接種は、平成17年5月30日から平成22年3月31日まで、接種の積極的勧奨を差し控えていましたが、新しいワクチンの承認により、現在は通常通り受けられるようになっています。

この積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎予防接種を受ける機会を逃した方で、下記特例措置対象者は、定期接種を受けることができますので、町保健センターへ申込みください。

■特例措置対象者及び接種スケジュール

平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれ(ただし、20歳未満)

H23.5.19 までの 接種回数	第1期			第2期
	1回目	2回目	3回目	4回目
0回	接種	1回目から6日以上 (標準的には6～28日) あけて接種	2回目から6か月以上 (標準的には1年) あけて接種	3回目から6日以上 あけて接種
1回	接種済	接種	2回目から6日以上 あけて接種	3回目から6日以上 あけて接種
2回	接種済	接種済	接種	3回目から6日以上 あけて接種
3回	接種済	接種済	接種済	3回目から6日以上 あけて接種

注)第2期(追加免疫)は、第1期(3回目)終了後、おおむね5年の間隔をあけて接種することが望ましいとされています。

(参考)標準的接種者の接種方法

接種回数(計4回)		接種年齢
第1期	初回2回(6～28日間隔)	3歳
	追加1回(初回完了後おおむね1年後)	4歳
第2期	1回	9歳

【ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症予防接種について】

<HPV 感染症ワクチンの積極的勧奨の再開について>

HPV 感染症ワクチンは、接種後に特異的な反応がみられたことなどから、平成25年6月14日より積極的な勧奨を差し控えていましたが、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策調査会などにおいて、HPV 感染症ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、令和3年11月26日付で積極的勧奨が再開されることとなりました。

<HPV 感染症ワクチンのキャッチアップ接種について>

HPV 感染症ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保するため、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女性はキャッチアップの対象者となり、令和7年3月31日まで予防接種を受けることができます。

<9価の HPV 感染症のワクチンを公費で接種できるようになりました>

これまで HPV 感染症のワクチンは、『サーバリックス(2価)』と『ガーダシル(4価)』の2種類でしたが、令和5年4月1日より定期予防接種に『シルガード9(9価)』のワクチンが追加されました。

HPVにはいくつかの種類(型)があります。シルガード9には、9種類のHPVの感染を防ぐ型が含まれており、そのうちの7種類は子宮頸がんの原因の80～90%を占めるHPVの感染を予防できます。

<HPV 感染症ワクチンの任意接種費用の払い戻しについて>

HPV 感染症ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した人(キャッチアップ接種対象者)が、定期接種の年齢(小学6年生～高校1年生相当)を過ぎて、任意接種として自費で接種した場合、養老町が定める上限額の範囲内で払い戻しをいたします。

【成人の定期予防接種】

●65歳以上の対象の方へは、予診票を郵送します。

60～64歳で対象の方は、身体障害者手帳を持参の上、保健センターへお越しください。

予防接種名	対象者	料金	接種時期 (接種期限)
高齢者肺炎球菌	①年度末に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の人で、過去に受けたことのない人 ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人で、過去に受けたことのない人	4,000円 (接種した医療機関で支払う)	接種期限 令和6年 3月31日
高齢者インフルエンザ	①接種当日65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人	1,700円 (接種した医療機関で支払う)	令和5年 10月16日～ 令和6年 1月31日

令和5年度 高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ予防接種対象者

予防接種名	対象者
高齢者肺炎球菌	①今年度末に、65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人で、過去に高齢者肺炎球菌予防接種を接種したことのない人 ・65歳(昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ) ・70歳(昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ) ・75歳(昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ) ・80歳(昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ) ・85歳(昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ) ・90歳(昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ) ・95歳(昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれ) ・100歳(大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ) ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人で、過去に高齢者肺炎球菌予防接種を接種したことのない人
高齢者インフルエンザ	①接種時に65歳以上の人 ・昭和33年9月以前生まれの人には予診票を郵送します。 ・昭和33年10・11・12月生まれで希望する人は町保健センターへ電話で申し込みください。(接種は65歳の誕生日以降となります。) ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

養老町予防接種指定医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
あいはら医院	宇田399-3	32-1001
大橋整形外科	押越670-1	33-2188
木村医院	押越1061-1	32-0063
さくまクリニック	押越533	33-0117
大晃堂内科	高田33	32-0328
西美濃厚生病院(※)	押越986	32-1161
野村内科	石畑1357-1	34-0017
船戸クリニック	船附1344	35-3335
やまぐち内科クリニック	押越693-1	32-0008
養西診療所	飯ノ木337-1	71-6658
養老整形外科クリニック	大跡534	34-3946

※ 中学生以下は小児科、高校生以上は内科で実施します。

令和5年度 医療機関別予防接種対応一覧表

	ロ タ ウ イ ル ス 感 染 症	ヒ ブ	小 児 肺 炎 球 菌	B 型 肝 炎	四 種 混 合	不 活 化 ポ リ オ	B C G	麻 し ん 風 し ん (M R)	水 痘	日 本 脳 炎	二 種 混 合	ヒ ト パ ピ ロ マ ウ イ ル ス 感 染 症	高 齢 者 イ ン フ ル エ ン ザ	高 齢 者 肺 炎 球 菌
あいはら医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大橋整形外科	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
木村医院(※)	×	△	△	×	△	×	×	○	○	○	○	○	○	○
さくまクリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大晃堂内科	×	×	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○
西美濃厚生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野村内科	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
船戸クリニック	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○
やまぐち内科クリニック	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
養西診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
養老整形外科クリニック	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○

※△→1歳以上接種可

【広域化予防接種事業について】

上記の定期予防接種について、次の対象者は養老町以外の「岐阜県内協力医療機関」でも接種することができます。

1. 町外の市町村にかかりつけ医がいる人
2. 里帰り出産など、町内で予防接種を受けることが困難な人

希望する場合、町保健センターでの手続きは不要ですが、予防接種を受けたい医療機関が「岐阜県内協力医療機関」かどうか不明の際は、町保健センターへお問い合わせください。

【県外定期予防接種事業について】

お子さんの定期予防接種について、里帰りなどの事情により岐阜県外の医療機関等で接種を希望する場合、事前に申請することで予防接種の費用助成を受けることができます(接種費用の助成額には、上限あり)。希望される場合、町保健センターへお問い合わせください。

※高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザの定期予防接種については、償還払いはできません。

【小児がん患者ワクチン再接種費用助成事業について】

小児がん治療で造血幹細胞の移植(骨髄移植)によって予防接種で得た免疫が低下する等を理由として、予防接種の再接種が必要となった人に再接種に要する費用の一部を助成します。希望される場合、町保健センターへお問い合わせください。

■問合せ先

町保健センター(TEL:32-9025)